

余市商工会議所 見本市等出展助成金交付要綱

(目的)

第1条 会員事業所の販路開拓を支援するため、国内の見本市や展示会、商談会の出展に要する経費の一部を当該年度予算の範囲内で助成する。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となるもの（以下「助成対象者」という。）とは、余市商工会議所の会員で、当該年度の会費を納入している事業所をいう。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業であるものとする。ただし、物産展など即売が主目的となる事業は除く。

- (1) 国または地方公共団体及びこれに準ずる機関が主催・共催または後援し、当該年度内に開催される「見本市」、「展示会」、「商談会」への出展事業
- (2) その他の出展事業であって特に会頭が認めたもの

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費は、次に掲げる経費であるものとする。

- ①出展料（小間料）、②装飾・設備工事費、③運搬費、④通信費、⑤印刷製本費、⑥借料・損料、⑦自社出展物の保険料、⑧旅費、⑨宿泊費

(助成率・助成限度額)

第5条 助成金の額については、助成対象経費の2分1以内で、かつ1事業所につき当該年度5万円を上限とする。

(助成金の利用)

第6条 助成金の利用については、当該年度の助成限度額の範囲内であれば、助成金の交付を受けることができる。

(助成金交付の申請)

第7条 助成金を受けようとするものは、助成金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、事業の実施60日前から10日前までの間に提出しなければならない。

(助成金交付の決定)

第8条 前条に規定する助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成事業として採択した場合は、助成金交付決定通知書（様式第2号）に必要な条件を付し

て、申請者に通知するものとする。

(計画の変更・取消)

第9条 前条に基づき通知を受けたものが、その事業内容について変更しようとするときは、遅滞なく変更・取消申請書(様式第3号)を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(助成金の取消・変更)

第10条 前条に規定する変更・取消申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、第8条に基づき行った交付を取消又は変更し、申請者に通知するものとする。

(実績報告、助成金の請求)

第11条 第8条の採択を受けたものは、助成事業完了報告書(様式第4号)と助成金請求書(様式第5号)に支出を証する書類の写し(請求内訳書、領収書のコピー)を添えて、事業の実施後2週間以内または当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。

(助成金の額の確定及び交付の時期)

第12条 前条に規定する助成事業完了報告書の内容を審査し、適当と認められるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書(様式第6号)を助成金交付対象者に通知するとともに、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第13条 助成金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請をして助成金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) その他、会頭が不相当と認めたとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会頭が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年 8月 1日から施行する。